コーポレートガバナンス
CORPORATE GOVERNANCE　　VALOR

最終更新日：2015年6月26日
株式会社　バロー
田代　正美
問合せ先：0572-20-0860
証券コード：9956
http://www.valor.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、株主や顧客をはじめとする全てのステークホルダーの視点から、経営の透明性・公正性やリスク管理の徹底と適時適切な情報開示に配慮しつつ、企業経営の効率性と経営の意思決定の迅速化を高めることを通じて、企業価値の継続的な向上を図ることをコーポレート・ガバナンスの基本的な方針・目的としています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
農林中央金庫	2,542,800	4.93
株式会社十六銀行	2,536,240	4.91
公益財団法人　伊藤青少年育成奨学会	2,400,000	4.65
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,634,700	3.17
伊藤喜美	1,578,100	3.06
田代正美	1,570,246	3.04
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,559,800	3.02
株式会社子雲社	1,326,800	2.57
中部エージェント株式会社	1,303,472	2.52
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,256,240	2.43

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、名古屋 第一部
決算期	3 月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

記載すべき事項はありません。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 更新	20 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	17 名
社外取締役の選任状況 更新	選任している
社外取締役の人数 更新	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
増田陸奥夫	他の会社の出身者					△						
秦博文	公認会計士					△						

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
増田陸奥夫	○	同氏は、当社の主要な取引先である農林中央金庫の代表理事副理事長でありましたが、当社の社外取締役就任時においては、同庫を退任されてから10年を経過しており、社外取締役として一般株主と利益相反が生じる恐れのない独立役員に指定することに相当であると判断しております。	同氏は、一般社団法人日本職能連携機構の理事長を務められております。当社は、同機構とコンサルティング契約を締結しておりますが、同機構にとって当社は主要な取引先ではなく、また同氏が受取る報酬との関係はありません。 同氏の有する幅広い知識・経験は、社外取締役として一般株主と利益相反が生じる恐れのない独立役員に指定することに相当であると判断しております。
秦博文	○	―	同氏は、公認会計士の資格を有し、公認会計士 秦博文事務所 所長を務められております。また同氏は、2014年6月まで当社及び当社子会社の中部薬品株式会社の会計監査人である新日本有限責任監査法人の代表社員でありましたが、当社及び当社子会社が会計監査人に支払う報酬と同氏が受け取る報酬との関係はありません。また、同氏及び公認会計士秦博文事務所と当社との間にコンサルタント契約等の事実はありません。 同氏の有する幅広い知識・経験は、社外取締役として一般株主と利益相反が生じる恐れのない独立役員に指定することに相当であると判断しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名

監査役の人数	5 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人の監査報告会への出席のほか、監査の効率性と実効性を高めるために、必要に応じて情報の交換を行うなどして相互に連携・協力しております。内部監査室は、法令遵守の観点からのリスクアプローチによる監査を実施しております。これらの監査結果については、監査報告書にまとめ、監査役に報告を行っております。
また、この他にも、必要があるときは情報の交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
市川康夫	公認会計士													
豊田滋	税理士													
廣田輝夫	税理士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
j　上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
市川康夫	○	―	同氏は公認会計士として専門的な知識を有するとともに、幅広い経験をお持ちであることから、当社の経営監督機能の強化のため、社外監査役として適任であると判断しております。また、取引所規則により独立性の説明が必要とされる者にあたらないことから、独立役員として指定しております。
豊田滋	○	―	同氏は税理士として専門的な知識を有するとともに、幅広い経験をお持ちであることから、当社の経営監督機能の強化のため、社外監査役として適任であると判断しております。また、取引所規則により独立性の説明が必要とされる者にあたらないことから、独立役員として指定しております。
廣田輝夫	○	―	同氏は税理士として専門的な知識を有するとともに、幅広い経験をお持ちであることから、当社の経営監督機能の強化のため、社外監査役として適任であると判断しております。また、取引所規則により独立性の説明が必要とされる者にあたらないことから、独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	5 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明 更新

平成23年6月24日開催の第54期定時株主総会において、取締役及び従業員並びに当社子会社取締役に対し、ストックオプションとして新株予約権を発行する件について承認決議しております。また、平成27年6月25日開催の第58期定時株主総会において、取締役及び従業員並びに当社子会社取締役及び従業員に対し、ストックオプションとして新株予約権を発行する件について承認決議しております。いずれも新株予約権の総数は2,000個を上限とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、100株であります。

ストックオプションの付与対象者 更新	社内取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明

当社取締役に付与する新株予約権は、1,500個を上限とする。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明

取締役報酬の個別開示は、1億円以上の者のみを開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬につきましては、株主総会決議による報酬の範囲内にて決定しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外監査役のサポート体制としては、内部監査室所属の社員が対応しております。また、社外監査役に対しては、定期的に開催する監査役会等で職務執行状況の報告等を行うとともに、重要文書の閲覧や内部監査室による監査報告など、会社の状況を把握できるよう配慮いたしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

1)当社は、経営環境の激しい流通業界の中にあって、当社の事業に精通した取締役自らが業務執行権限を持つと同時に相互に監視しあうことが迅速な意思決定による経営に有効であると考えております。
また、経営執行に対する監査・監督は、社外監査役3名を含む5名の監査役による監査体制により充分に機能するものと考えております。なお、平成21年6月開催の第52期定時株主総会において新たに監査役を選任し、4名体制から5名体制としております。
2)取締役会は、意思決定の迅速化と業務執行責任の明確化のため12名で構成しており、当社の業務執行決定機関として、経営の重要事項及び法令に定められた重要事項の決定を行い、また、取締役による業務執行監督機関として当社及び子会社の業務執行状況の確認を行っております。
取締役会については、原則毎月1回定期的な開催と必要に応じて随時開催しており、監査役も出席しております。業務執行権限をそれぞれ有する
取締役と独立性を有する監査役は、それぞれの視点から審議事項のチェックを行っており、法令及び定款に違反することなく審議を行い、重要事項の決定がなされております。
また、グループの経営体質の強化及び機動的な運営のため、グループ企業の経営トップを含めた部長会を原則毎月1回開催しております。部長会においては、各社の経営状況や利益計画の進捗を把握すると同時に、コーポレート・ガバナンスの強化に努めております。
3)監査役会は、社外監査役3名を含む監査役5名で構成しております。取締役の職務執行の監督、当社及び子会社の業務、財務状況の監査を主な役割としております。
4)内部監査室は、独立した機関として設置され、内部監査計画に基づき、専任のスタッフが業務監査を実施しております。監査結果については、取締役会、監査役会、会計監査人の他、関係各部署に報告され、健全な業務の運営を確保しております。また、内部監査室は、グループ企業の業務監査も随時行い、グループ全体の内部統制の強化に努めております。
5)法律上の判断など専門的知見を必要とする場合には、顧問弁護士や社外の有識者に適宜アドバイスを受ける体制となっております。
6)会計監査につきましては、新日本有限責任監査法人より監査を受けており、監査契約を締結し、それに基づき報酬を支払っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

現在、社外取締役はおりませんが、社外の方で、人格・見識・能力等に優れ、適任と思われる方がおりましたときは、積極的に登用する方針でおります。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	より開かれた株主総会を目指し、集中日以外の日に開催しております。
電磁的方法による議決権の行使	議決権行使に関する株主様の利便性を勘案し、電子投票制度（携帯電話での電子投票を含む）を可能としております。
その他	株主様の便宜を図るため、自社ホームページに招集通知（全文）を掲載しています。 株主様に当社グループの事業を一層理解していただくため、「会社紹介ビデオ」を制作し、株主 総会の開会前に上映しています。 株主様に株主総会での報告事項・決議事項を一層理解していただくため、事業報告等と議案の内容をビジュアル化しています。 株主様の意見を今後の株主総会の運営に反映することを目的として、出席株主様に対するアンケート調査を実施しています。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	毎年、決算期、第2四半期に、決算説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	月次の営業情報を掲載しています。また、決算短信とともに説明資料、決算説明会資料を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	広報室を設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	リサイクル・省エネ等の活動実績について記載した「環境白書」を作成しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

内部統制及びコンプライアンスの実践については、これを重要な経営事項と認識し、当社が社会からの信頼を得て、社会の発展に貢献するために当社の経営理念、経営の基本方針、遵守すべき行動指針を企業倫理行動指針として定め、コンプライアンス規程とともに全役員、全社員への徹底を図っております。
リスク管理体制の整備につきましては、損失の危険管理に関するリスクマネジメント規程を定めております。この規程により、全社的な損失の危険を網羅的・統括的に管理し、リスク管理体制を明確にしております。また、内部監査室は必要に応じてリスク管理状況の監査を実施し、その結果を取締役会、監査役会に報告する体制を取っております。
コンプライアンスの実践につきましては、法令の新設、改正などへの対応など、社内管理体制の整備及び維持発展を図っております。また、法令違反その他コンプライアンスに関する社内管理体制のひとつとして、内部通報規程を定め、内部監査室を窓口とする内部通報制度の運用を行っております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社及びグループ企業は、上記基本方針を定め反社会的勢力の排除を徹底しております。尚、反社会的勢力による不当要求を受けた場合、その情報は各事業部及び関係会社から集約され、外部組織（警察・暴力追放推進センター・顧問弁護士等）との連携・協力体制の基に対応してゆく体制を構築しております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	あり

該当項目に関する補足説明

1. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容の概要

上場会社である当社の株券等については、株主、投資家の皆様による自由な取引が認められているため、当社取締役会は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方は、最終的には株主全体の意思により決定されるべきであり、当社株券等に対する大量買付行為に応じて当社株券等を売却するか否かの判断も、最終的には当該株券等を保有する株主の皆様の自由な意思によるべきものと考えます。
しかしながら、近年のわが国の資本市場においては、対象となる企業の経営陣の賛同を得ずに、一方的に大量買付提案又はこれに類する行為
を強行する動きも見受けられます。こうした大量買付行為の中には、対象会社の企業価値の向上及び株主共同の利益に資さないものも少なくありません。
当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、当社の幅広いノウハウと豊富な経験、並びに顧客・取引先及び従業員等のステークホルダーとの間に築かれた関係等を十分に理解し、当社の企業価値及び株主共同の利益を中長期的に確保、向上させる者でなければならないと考えております。したがいまして、当社の企業価値及び株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大量買付提案又はこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適切ではないと考えております。

2. 基本方針の実現に資する特別な取組みの内容の概要

(1)企業価値の源泉
当社は創業時より企業理念を綱領として定めており、その全文は以下のとおりです。

「綱領
バローグループの全社員は実業人としての自覚を持ち、地域社会の繁栄と社会文化の向上に寄与せんことを期す。このために一人一人は「誠」をモットーとして業務に当たり、創造、先取り、挑戦の姿勢で目標を高く掲げ、強い団結の下に英知と努力をもって徹底的に力闘するものなり。」

この企業理念は創業者から現在の全ての役職員に受け継がれ、当社企業経営の礎となっております。当社は、経営戦略とは「勝ち続ける仕組みづくり」であると位置づけ、社会情勢、経済情勢、自社の状況等に最も相応しい戦略で経営を行っております。創業以来50余年、一貫して増収を続けており、永年に亘って増益基調の業績で推移しているのもこの企業理念の実現を目指した経営戦略の成果であると認識しております。したがって当社企業集団の企業価値の源泉はこの企業理念であると言えます。

(2)企業価値向上に資する取組み
上記の企業理念に基づき、当社は、(1)新規出店による企業規模拡大、(2)「製造小売業」への取組み、(3)「現場力強化」、の3点に注力し一層の企業価値向上を図っております。
中でも新規出店による企業規模拡大を最も重要な戦略として位置づけ、規模拡大のもたらす様々なマスメリットを追求するため、平成22年以降の5年間で80店舗の直営店の新設計画を推進しております。その一方で、生産者や製造者、中間業者の機能を取り込む「製造小売業」への取組み強化による収益性の一層の向上、更には規模拡大や収益性向上を支えている営業店舗の接客力、販売力といった「現場力」の強化にも取り組んでおります。この「規模拡大」、「製造小売業」、「現場力強化」という3つの歯車をバランスよく巧みに組み合わせることにより、一層の企業価値を
創造してまいります。

(3)コーポレート・ガバナンスの取組み
当社は、基本方針の実現に資する特別な取組みの一環としてコーポレート・ガバナンスの強化が不可欠であると位置づけており、その取組みにつきましては、本報告書を通じて記載しております。

3. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの内容の概要

当社は、当社株券等に対する大量買付けがなされた際に、当該大量買付けに応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、また当社取締役会が株主の皆様のために代替案を提示し、大量買付者と交渉を行うこと等を可能とするために必要な情報や時間を確保することが必要と考えております。
当社は、上記の理由により、平成23年6月24日開催の第54期定時株主総会において、「当社株式の大量買付行為への対応策(買収防衛策)」(以下「本プラン」といいます。)への更新について、株主の皆様のご承認を得ました。なお、当社は、平成20年6月26日開催の当社第51期定時株主総会における株主の皆様のご承認を得て、有効期間を平成23年3月期に関する定時株主総会の終結の時までとする「当社株式の大規模買付行為への対応方針(買収防衛策)」(以下「旧プラン」といいます。)を導入しており(なお、平成21年5月13日付で株券電子化に伴う一部修正を行っております。)、本プランは、旧プランの有効期間の満了に伴い、所要の修正を加えたうえで更新されたものであります。
本プランは、大量買付者に対し、本プランの遵守を求めるとともに、大量買付者が本プランを遵守しない場合、並びに大量買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく害するものであると判断される場合の対抗措置を定めており、その概要は以下のとおりです(なお、本プランの詳細につきましては、当社のホームページ(http://www.valor.co.jp/)で公表している平成23年5月10日付プレスリリース「会社の支配に関する基本方針の改定及び当社株式の大量買付行為への対応策(買収防衛策)の更新に関するお知らせ」をご参照ください。)。

(1)本プランに係る手続の設定
本プランは、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、大量買付者による当社株券等に対する20%以上の買付け等が行われる場合に、当該大量買付者に対し、事前に当該大量買付行為に関する情報の提供を求め、当社が、当該大量買付行為についての情報収集・検討等を行う期間を確保した上で、株主の皆様に当社取締役会の代替案等を提示したり、当該大量買付者との交渉等を行ったりするための手続を定めています。

(2)大量買付行為に対する対抗措置
大量買付者が本プランにおいて定められた手続に従うことなく大量買付行為がなされる場合や、かかる手続に従った場合であっても当該大量買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく害するものであると判断される場合には、当社は、かかる大量買付行為に対する対抗措置として、原則として新株予約権を株主の皆様に無償で割り当てるものです。
本プランに従って割り当てられる新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)には、(1)大量買付者及びその関係者による行使を禁止する行使条件や、(2)当社が本新株予約権の取得と引換えに大量買付者及びその関係者以外の株主の皆様に当社株式を交付する取得条項等を付すことが予定されております。
本新株予約権の無償割当てが実施された場合、かかる行使条件や取得条項により、当該大量買付者及びその関係者の有する議決権の当社の総議決権に占める割合は、大幅に希釈化される可能性があります。

(3)独立委員会の設置
本プランに定めるルールに従って一連の手続が進行されたか否か、及び、本プランに定めるルールが遵守された場合に当社の企業価値及び株主共同の利益を確保し又は向上させるために必要かつ相当と考えられる一定の対抗措置を講じるか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行いますが、その判断の合理性及び公正性を担保するために、当社は、当社取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置します。独立委員会は3名以上5名以下の委員により構成され、公正で中立的な判断を可能とするため、委員は、社外取締役、社外監査役、弁護士、
税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者及び他社の取締役、監査役、執行役又は執行役員として経験のある社外者等の中から当社取締役会が選任するものとします。

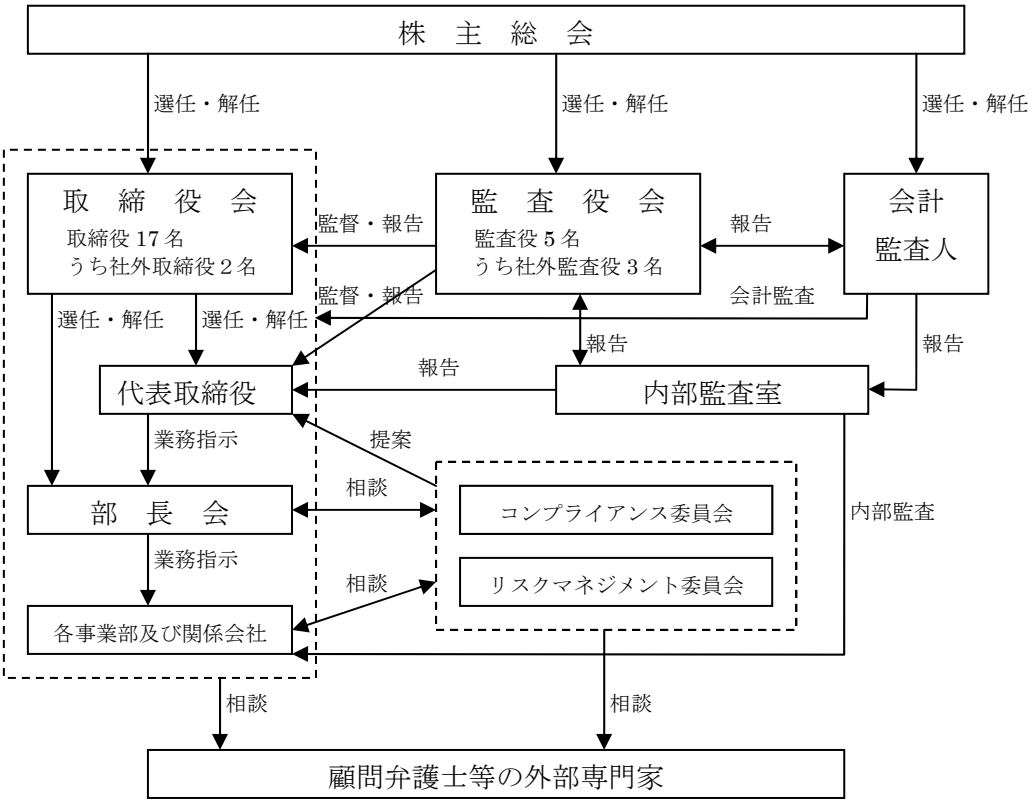
(4)情報開示
当社は、本プランに基づく手続を進めるにあたって、大量買付者が出現した事実、大量買付者から十分な情報が提供された事実、取締役会の判断の概要、独立委員会の判断の概要、対抗措置の発動又は不発動の決定の概要、対抗措置の発動に関する事項その他の事項について、株主の皆様に対し、適時適切に開示いたします。

4. 本プランの合理性（本プランが基本方針に沿い、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと及びその理由）

本プランは、以下の理由により、上記1. の基本方針の実現に沿うものであり、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また当社役員の地位の維持を目的とするものでもないと考えております。
(1) 買収防衛策に関する指針（経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」）の要件等を完全に充足していること
(2) 企業価値及び株主共同の利益の確保又は向上を目的として更新されていること
(3) 株主意思を重視するものであること
(4) 独立性の高い社外者（独立委員会）の判断の重視
(5) 対抗措置発動に係る合理的な客観的要件の設定
(6) 独立した地位にある第三者専門家の助言の取得
(7) デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

記載すべき事項はありません。


株　主　総　会
選任・解任
選任・解任
選任・解任
取　締　役　会
取締役 17 名
うち社外取締役２名
監督・報告
監　査　役　会
監査役 5 名
うち社外監査役 3 名
報告
会計
監査人
監督・報告
会計監査
選任・解任
選任・解任
報告
報告
代表取締役
内部監査室
業務指示
提案
相談
部　長　会
コンプライアンス委員会
内部監査
業務指示
相談
リスクマネジメント委員会
各事業部及び関係会社
相談
相談
顧問弁護士等の外部専門家